

令和4年度

内部統制評価報告書

令和5年7月

山口県

このたび、地方自治法（以下「法」という。）第 150 条第 1 項の規定に基づき、「山口県の内部統制に関する方針」（令和 2 年 3 月 10 日公表。以下「方針」という。）を定め、及びこれに基づき整備した体制（以下「内部統制体制」という。）について、同条第 4 項の規定による評価を行うとともに、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

山口県知事は、県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法第 150 条第 1 項の規定に基づき、方針を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価の実施

山口県においては、令和 4 年度を評価対象期間とし、令和 5 年 3 月 31 日を評価基準日として、方針及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記 2 による評価作業を実施した結果、山口県の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において概ね有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 5 年 7 月 10 日 山口県知事 村岡 嗣政

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	友 広	巖
同	曾 田	聡
同	小 田	正 幸
同	正 司	尚 義

令和 4 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 4 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 4 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準及び内部統制評価報告書審査実施基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 4 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、知事は、「山口県の財務に関する内部統制は評価対象期間において概ね有効に運用されている。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 内部統制の不備の報告について

内部統制上の不備が発生した場合には、速やかな是正はもちろんのこと、的確な是正かつ再発防止につなげるために、内部統制評価部局に対して不備の報告を迅速に伝えることが重要である。

各所属においては、運用上のリスクが発生した場合には、遅滞なく報告することとされているが、評価部局が把握した後に報告されている事例も見受けられた。

これは、そのリスクが発生した際に、内部統制上の不備であるという意識が薄いことが要因ではないのかとも思料される。

内部統制の不備の報告が適時に行われ、内部統制が有効に働くよう、引き続き制度の周知に努められたい。